

## 第657回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成24年 11月 6日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

(1) 「通関窓口におけるサービス向上月間」の実施について

業務部 徳永 管理課長

(2) 塩の特定販売業を営む場合の登録等について

業務部 山内 統括審査官（通関総括第2部門）

4、その他・連絡事項等

なし

開催予定日 平成24年 12月 4日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: [yokohama@kanzei.or.jp](mailto:yokohama@kanzei.or.jp)

2012年11月6日  
本関地区通関協議会  
横浜税関業務部管理課

各 位

横浜税関 業務部

### 「通関窓口におけるサービス向上月間」の実施について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、税関においては、本年11月を「通関窓口におけるサービス向上月間」として設定し、利用者の皆様の利便性向上に取り組むことといたしました。

具体的には、税関官署の通関窓口等にポスターを掲示するとともに添付「アンケート用紙」を設置し、税関の対応等について、利用者の皆様からのご意見を求めているところでございます。

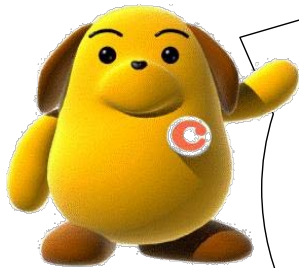
皆様からいただいたご意見については、対応策等について検討するとともに実施可能なものについては適切に対応することとしております。

当該取組みへのご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「通関窓口におけるサービス向上月間」のお知らせ
- ・「アンケート用紙」

# 11月は、通関窓口における サービス向上月間です！



**税関は、利用者の皆様の  
利便性向上に取り組ん  
でいます。**

**税関手続の利便性向上の  
ため、皆様のご意見をお聞  
かせください。**

通関窓口等にアンケート用紙を設置しています。  
お気づきの点がございましたら、ご自由にご記入  
下さい。

税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)においても、随時  
ご意見を受け付けています。こちらも是非ご利用ください。

横浜税関(業務部)

輸出入通関関係窓口を利用する皆様へ

2012年11月 日

税関は、利用者の皆様の利便性向上に取り組ん  
でいます。

税関の対応等についてお気づきの点がありました  
ら自由にご記入ください。

ご記入後は、庁舎入口に設置している「ご意見箱」  
に投函願います。

ご協力ありがとうございました。  
横浜税関(業務部)

## 塩の特定販売業を営む場合の登録等について

輸入した塩の販売を業として行う場合は、塩事業法（平成9年4月1日施行）の規定による特定販売業の登録又は届出が必要です。

手続等の概要は以下のとおりとなります。

### ○塩特定販売業の登録

自ら又は他者に委託して輸入した塩を業として販売（又は自ら使用）する場合は、塩事業法第16条（塩特定販売業の登録）の規定により、財務大臣（税関長）への登録が義務付けられています。

### ○特殊用塩特定販売業の届出

自ら又は他者に委託して輸入した特殊用塩を業として販売（又は自ら使用）する場合は、塩事業法第18条（特殊用塩特定販売業の届出）の規定により、財務大臣（税関長）への届出が義務付けられています。

※ 特殊用塩とは、薬事法に規定する医薬品などに該当する塩や販売先を限定して試験的に販売される塩など、合計7種で、用途又は性状が特殊な塩をいう（塩事業法施行規則第4条）。

#### 1. 塩の定義

塩事業法上の「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が100分の40以上の固形物（粉、粒、塊状）をいいます。

#### 2. 申請及び登録等の通知

- (1) 税関への申請は、「登録」と「届出」の2種類があります。
  - ・ 塩特定販売業の登録は、登録免許税の納付が必要です（登録免許税法第2条）。
  - ・ 特殊用塩特定販売業の届出は、登録免許税の対象にはなりません。
- (2) 主たる事務所の所在地を管轄する税関の業務部統括審査官部門に、必要書類を提出して申請して下さい。
- (3) 提出を受けた書類の審査が終了した後、登録申請者に登録通知書の交付、あるいは、届出を行った者にはご希望に応じて届出書の控をお渡しします。

提出書類の不備等により日時を要する場合がありますので、余裕をもって申請して下さい。

なお、これらの手続を行わずに業として販売した場合は、罰則規定（罰金）があります。

問合せ先

横浜税関業務部通関総括第2部門

電話：045-212-6110